平成２１年（フ）第２１３号
広島県尾道市高須町573番地５
債務者　宮川　尚吾
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第２１４号
広島県尾道市高須町573番地５
債務者　宮川　美加
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
広島県三原市中之町６丁目18番35号
債務者　後藤　昌哉
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
広島県三原市中之町６丁目18番35号
債務者　後藤　昌美
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
広島県三原市円一町４丁目２番34―203号
債務者　上原佳代子（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第３号
徳島県美馬市脇町大字北庄66番地２
債務者　大久保正明
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第４号
徳島県美馬市脇町大字北庄66番地２
債務者　大久保智子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第４６号
高知県安芸郡奈半利町乙18番地13
債務者　井原　　聡
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第１５号
高知県安芸郡東洋町大字野根丙1933番地２
債務者　谷口　勇紀
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第９号
大分県杵築市山香町大字野原1753番地13
債務者　片山　健市
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成１９年（フ）第８３５号
埼玉県深谷市上野台3045番地６　小内コーポ１棟202号、前住所宮崎県児湯郡都農町大字川北16350番地
債務者　土工トミ子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４号
宮崎市月見ケ丘７丁目12番５号
債務者　前田　眞路
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５号
宮崎市月見ケ丘７丁目12番５号
債務者　前田喜美世（旧姓湊）
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８号
宮崎市永楽町135番地　永吉コーポ203号
債務者　今西由美子（旧姓伊比井）
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４８号
宮崎県西諸県郡野尻町大字三ケ野山2656番地イ号
債務者　鎌田　一洋
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第５４号
宮崎県日向市曽根町１丁目55番地３
債務者　武田　　薫（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１５４号
鹿児島県鹿児島市小松原２丁目37番６号
債務者　高原　和夫
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２１５号
鹿児島県肝属郡肝付町野崎1648番地
債務者　園田　幸一
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係